

善通寺市の農用地の賃借料情報

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定により、令和4年5月31日及び同年10月31日付けで公告した、農用地の賃借における賃借料（10アール当たりの年額）については、次のとおりとなっていますので、賃借料を決める際の参考としてください。

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
麻野地区	9,000円	15,000円	3,000円	2件
上郷地区	11,200円	15,000円	10,000円	4件
吉田地区	9,800円	9,800円	9,800円	1件
与北地区	3,000円	3,000円	3,000円	3件
筆岡地区	4,200円	5,500円	3,000円	10件
吉原地区	5,000円	5,000円	5,000円	1件
竜川地区	3,000円	3,000円	3,000円	5件

農地の売買・転用する際は、農地法の許可が必要です！

耕作目的の売買等（農地法第3条）

農地を農地のまま売買や賃借をする場合、農業委員会の許可が必要です。
なお、農地法の一部改正が行われ、令和5年4月より下限面積要件が廃止されます。

農地転用（農地法第4条・5条）

農地を農地以外のものに用途変更（一時的なものを含む）する場合、香川県知事の許可が必要です。
【用途変更の例】住宅、倉庫、駐車場、資材置場など
【一時転用の例】現場事務所、残土置場、資材置場など

農地の相続等による取得

農地を相続等により取得した場合は、農業委員会への届出が必要です。

農地転用等に係る申請書等の提出期限について

申請年月	提出期限
令和5年 4月	4月5日（水）
〃 5月	5月2日（火）
〃 6月	6月5日（月）
〃 7月	7月5日（水）
〃 8月	8月4日（金）
〃 9月	9月5日（火）
〃 10月	10月5日（木）
〃 11月	11月2日（木）
〃 12月	12月1日（金）
令和6年 1月	1月5日（金）
〃 2月	2月5日（月）
〃 3月	3月5日（火）

善通寺市 農業委員会だより

NOU
NEN

節税対策しながら
年金積立！
老後の備えは
国民年金＋農業者年金

老後生活
への備えは
十分ですか？



ポイント

1

支払った保険料は
全額社会保険料控除の対象！

ポイント

2

運用益は非課税！
そのほか生涯を通じて様々な税制面での優遇措置
がある！

ポイント

3

農業経営の状況に応じて
保険料を増額し、節税額をアップ！

農地のことなら、おまかせください!



農地の貸借、遊休農地の発生防止・解消についての相談は、下記担当地区の、農業委員及び農地利用最適化推進委員へご相談ください。

農業委員(14人)		農地利用最適化推進委員(14人)		
氏名	住所	地区	氏名	住所
氏家 義雄	大麻町2603番地2	麻野	山尾 照行	大麻町2169番地
都築 和子	生野町775番地		高橋 誠	生野町2676番地
高畑 強	善通寺町1091番地	上郷	石谷 正春	善通寺町3165番地
藤田 諭史	善通寺町4062番地		原 壽茂	善通寺町1521番地
松本 健	稲木町1318番地10	吉田	遠山 建治	下吉田町437番地2
立石 泰夫	下吉田町197番地		大森 守	上吉田町52番地2
田中 渉	金蔵寺町914番地	竜川	古川 克己	金蔵寺町1474番地
内田 猛	金蔵寺町1718番地1		三好 泰造	木徳町385番地
杉原 倫代	与北町2225番地	与北	堀家 重孝	与北町418番地1
松岡 一雄	与北町1920番地1		近藤 剛司	与北町3083番地
大前 純一	弘田町963番地1	筆岡	福崎 靖忠	弘田町673番地1
瀬川 治	中村町527番地		堀井 伸一	中村町982番地2
福崎 元文	吉原町2206番地1	吉原	佐柳 博秋	碑殿町1268番地
松原 影明	碑殿町73番地		高橋 鉄夫	吉原町55番地4

※任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日まで

農業委員と農地利用最適化推進委員の推薦・募集をします

① 要件

- 農業委員
農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事務（農地の貸借や許認可、農地転用の意見決定、担い手への農地利用集積、遊休農地の発生防止・解消など）を適切に行うことができる者
- 農地利用最適化推進委員
担当地区で、担い手への農地利用集積、遊休農地の発生防止・解消などに熱意と識見を有する者

② 定数

- 農業委員 14人
- 農地利用最適化推進委員 14人
活動を希望する地区と定数は以下のとおりです。

麻野地区	上郷地区	吉田地区	竜川地区	与北地区	筆岡地区	吉原地区
2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人

③ 任期

令和5年7月20日から令和8年7月19日まで（3年間）

④ 募集期間

令和5年4月3日（月）から4月28日（金）まで
8時30分～17時15分（土日・祝日を除く）

⑤ 推薦・応募の方法

適任と思われる方を、本人の同意を得て個人若しくは団体代表者名で推薦、または自らの応募により、令和5年4月28日（金）までに善通寺市農業委員会まで所定の書類を提出してください。

※ 推薦または応募のための書類等の詳しい内容については、善通寺市農業委員会までお問い合わせください。

●善通寺市文京町二丁目1番1号（市役所庁舎3階）
善通寺市農業委員会 電話（0877）63-6322

遊休農地の保全管理について

農地の雑草繁茂は、野犬や病害虫に加え、火災などの危険もあり、周辺住民に迷惑をかけることとなりますので、作付けをしない農地は定期的に草刈りや耕起を行い、保全管理に努めましょう。

ご自身で管理できない場合は、シルバー人材センターや善通寺市農地管理公社などに草刈り等の作業を委託することができます。

●公益財団法人
善通寺市農地管理公社
電話（0877）63-6344

